

## 令和3年度第1回小平市防災会議要録

- 1 開催日時  
令和3年5月26日（水）午後2時から午後3時5分まで
- 2 場所  
小平市役所6階大会議室
- 3 出席状況（会長除く）  
委員数33人（出席者31人（代理者含む）、欠席者2人）
- 4 議題  
議案第1号 小平市地域防災計画（令和3年修正）素案について
- 5 報告  
(1) 小平市地域防災計画（令和3年修正）素案に係るパブリックコメントの実施について  
(2) 小平市地域防災計画修正に係るスケジュールについて
- 6 傍聴人  
2名
- 7 会議内容

### ○開会挨拶

#### 【司会（防災危機管理課長）】

本日は、ご多用のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和3年度第1回小平市防災会議を開会させていただきます。本日の会議の司会を務めさせていただきます防災危機管理課長の関口でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮ではございますが、これより着座にて、進行させていただきます。

それでは、会議の開催にあたり、配布資料の確認をさせていただきます。

1つ目は、「令和3年度 第1回小平市防災会議 次第」でございます。

2つ目は、「防災会議 席次表」でございます。

3つ目は、「令和3年度 第1回小平市防災会議 出欠表」でございます。

4つ目は、「資料1 小平市地域防災計画（令和3年修正）（素案）について」でございます。

5つ目は、「資料2 小平市地域防災計画（令和3年修正）主な修正内容」でございます。

6つ目は、「新旧対照表」でございます。

以上6点の資料となります。過不足等ございませんでしょうか。

なお、小平市地域防災計画修正素案につきましては、事前にご確認いただくため、既に配布させていただいております。

こちらの素案につきましては、会議終了後に回収させていただきます。

本日の会議でございますが、開催状況の記録を残すために、録音をさせていただきます。

また、本日は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、極力時間短縮に努めて進行させていただきますとともに、席次につきましても、例年はお顔が見えるように口の字のレイアウトとしておりましたが、極力間隔が取れるよう、こういった対面型のレイアウトに変更させていただきました。

あわせてご了承いただきますようお願いいたします。

それでは次第に従いまして、進行させていただきます。

はじめに、会長挨拶でございます。小林市長からご挨拶を申し上げます。

## ○会長挨拶

### 【会長（市長）】

本日は、ご多忙のところ、令和3年度第1回小平市防災会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から防災行政をはじめ市政全般にわたりまして、多大なご支援ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を奮い、未だ終息の見通しがつかない中、昨年は集中豪雨により熊本県を中心に九州や中部地方などで多くの被害が発生しており、市民の皆様の「災害への備え」に対する関心が一層高まっております。

こうした中、東京都では熊本地震をはじめ過去の災害により示された多くの課題を踏まえて、東京都地域防災計画の修正を行っており、小平市においても、修正後の東京都地域防災計画との整合を図るとともに、本計画の前回修正以降発生した法律改正等を反映し、より実効性のある計画とするため、小平市地域防災計画の修正を行うものでございます。

小平市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的に小平市防災会議が策定するものでございます。

本日の防災会議におきまして、小平市地域防災計画令和3年修正の素案をご審議いただきますとともに、小平市の防災行政への忌憚のないご意見、ご提言など頂戴できればと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 【司会（防災危機管理課長）】

次に、次第3「委員の委嘱について」ご案内させていただきます。

防災会議委員をお願いしております各機関の人事異動がございました関係で、多くの

委員の方が変わられております。

新たに委員をお願いいたしました方々の委嘱状の交付につきましては、先般送付させていただいたとおりでございます。

よろしくをお願いいたします。

なお、例年ですと、お集まりの皆様全員に自己紹介をお願いしておりましたが、本日は誠に恐縮でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の都合上、割愛させていただきます。委員の皆様には、配布資料でございます席次表および防災会議出欠表でのご確認をお願いいたします。

それでは、次に4「議題」でございますが、防災会議運営規程に基づき、会議の議事は、会長が主宰することとなっております。

議事の進行につきましては、会長の小林市長をお願いいたします。

## ○議題

### 【会長（市長）】

それでは議題に入ります前に、本日傍聴希望者が2名いらっしゃいます。本会議は公開を原則としておりますのでご了承をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは議事に入ります。

議案「小平市地域防災計画（令和3年修正）素案について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

### 【事務局（計画調整担当係長）】

あらためまして、防災危機管理課本橋と申します。よろしくをお願いいたします。

大変恐縮ではございますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、「小平市地域防災計画（令和3年修正）素案について」を説明いたします。

多少、説明が長くなりますが、よろしくをお願いいたします。資料1をご覧ください。議案1では、資料1 3ページの「6 主な修正内容」まで説明させていただきます。

では、まずはじめに「1 計画修正の背景」でございます。

小平市防災会議は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法に基づき、小平市地域防災計画を作成しております。

東京都では、平成28年熊本地震などの最近の大地震などから得た教訓や女性視点の防災対策、ICT等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえた取組を反映した東京都地域防災計画（震災編）の修正を令和元年に実施いたしました。

また、近年、各地で繰り返し発生している大規模水害の教訓等を踏まえ、令和3年2月に東京都地域防災計画（風水害編）等が修正されております。

これらのことから、東京都地域防災計画の修正内容と整合を図りつつ、近年の法律改正等を反映し、切迫性が指摘される首都直下地震等への備えと、災害発生時に市民の生命、身体及び財産を守り被害を最小限にする、より実効性のある地域防災計画にするため、修正を実施するものです。

2の「計画の位置づけ」でございます。

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき修正を行うものでございます。また、小平市第四次長期総合計画のほか、他の個別計画との整合にも留意するものいたします。

3の「計画対象期間」でございます。

対象の期間は公表の日からとし、毎年検討を加え、必要と認めるときに修正していくものいたします。

4の「素案作成の経緯」でございます。

(1)の「防災会議」でございますが、災害対策基本法第42条に基づき、小平市防災会議において、本計画の検討及び決定をいたします。

(2)の「市民からの意見・要望の収集」でございますが、本計画の素案策定に当たり、令和2年度に地域懇談会を計4回実施いたしました。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に留意する必要があるため、講義形式で少人数による地域懇談会といたしました。

地域懇談会は、テーマを「過去の災害に学ぶ自助・共助」及び「女性の視点からの防災対策」の2つを設定しました。各回において、地域防災計画の修正概要の説明を実施したあと、各テーマについて説明を行いました。延べ、56名の方々にご参加いただき、コロナ禍における避難所運営や、避難所管理運営マニュアルに関することなど、ご意見をいただきました。

また、外国人の災害に関する知識や防災対策の現状、課題等を把握するため、5名の外国人に対しインタビューを実施いたしました。インタビューでは、災害時の情報収集方法の周知が必要であるなどの意見がございました。

(3)の「庁内体制」でございますが、庁内の防災体制について検討を行うため、横断的な検討体制を確保いたしました。連絡調整会議につきましては、危機管理担当部長を会長とし、小平市災害対策本部条例施行規則第6条第2項に規定する災対各部の班長30人を委員として構成し、検討を行ってまいりました。

また、連絡調整会議の下部組織として、総務部防災危機管理課長を部会長とした、「調査研究部会」を設置し、より実務的な研究、分析等を行ってまいりました。

次に「5 素案の概要」でございます。

本日、お示ししている素案は、震災編、風水害編、原子力災害編、火山災害編となっております。

素案の構成につきましては、次ページに記載のとおりでございます。今回の修正にあたり、章立ての変更はございません。

なお、資料編につきましては、災害各本編と整合を図るための修正であることや、既に締結している防災協定一覧や内容、各種様式など、防災対策の方針等を示すものではないことから、パブリックコメントの対象から除外しております。皆様へは、第2回防災会議又は第3回防災会議の際お示しさせていただき、ご審議いただく予定でございます。

次に、6「主な修正内容」でございます。

資料2「小平市地域防災計画（令和3年修正）主な修正内容」をご覧ください。

まず、震災編でございます。

修正の視点といたしましては、令和元年 東京都地域防災計画（震災編）の反映、前回修正以降の法律等の改正の反映、庁内防災体制の見直しでございます。

被害想定でございますが、平成24年4月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に変更はありませんでしたので、今回の修正に当たっても小平市の被害想定に変更はございません。

では、主な修正内容について具体的に説明いたします。震災編第Ⅱ部第1章「市民、事業者、市の基本的責務と役割」です。Ⅱ-5ページをご覧ください。5ページから10ページにかけて、災害時の各課の分掌事務が記載されております。災害対策本部の編成や分掌事務の主な見直しとして、受援班の創設、避難所の開設・運営要員の充実を行いました。近年の災害の教訓からも、災害時は被災自治体のみで対応することは困難であり、積極的に人的支援を受けることで、的確な災害対応につながることを指摘されていることから、職員課長を班長とした受援班を創設しました。

また、避難所の運営は、災対健康福祉部避難班が実施することになっておりますが、新型コロナウイルス感染症流行時は特にですが、発災後は、避難所運営が非常に大きな業務となることから、保育班に「避難所の開設及び運営の協力に関すること」を位置付けるとともに、社会教育班には、所管施設に関わらず避難所運営の協力ができるように規定いたしました。

次に、第2章「市民と地域の防災力向上」でございます。

①「家庭内備蓄など自助の啓発に関する記載内容の充実」でございます。Ⅱ-18ページや23ページをご覧ください。在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施や、買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えの実施、動物のしつけ、予防接種・ワクチン等の接種、備蓄品・飼養用具の用意、預け先の準備などを規定し、「自らの命は自らが守る」ための防災対策の推進を記載しています。

②「自主防災組織など共助の体制強化に関する記載を充実」でございますが、Ⅱ-19ページ、21ページ、29ページをご覧ください。性別による視点の違いに配慮しつつ、避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が防災分野においても発揮される必要がございます。東京都が実施している防災の専門家の派遣や、各種防災講座の開催を周知し参加を推進することで、女性の防災人材の育成に努めるとともに、地域防災活動の活性化を促進していくことを記載しております。

③「消防団員の能力向上」でございますが、Ⅱ-30ページをご覧ください。発災時に、消火・救出・救助活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要であり、消防団員は日頃から、実災害を想定した訓練を実施しています。消防団員が意欲的かつ効果的に活動できるような環境を整備する一つとして、eラーニングを活用し、消防団員の仕事や家庭との両立に配慮しつつ、能力の開発の促進を図ることを記載しています。

次に、第3章「安全な都市づくりの実現」でございます。

「①小平市都市計画マスタープランにおける安全・安心なまちづくりの方針との整合を図り、対策を見直し」でございますが、Ⅱ-50 ページをご覧ください。小平市都市計画マスタープランにおける安全・安心なまちづくり方針として、安全な避難路の確保、建築物の不燃化が進んだ市街地の形成、密集市街地の改善に向けたまちづくりの推進、建築物等の耐震化や適切な維持管理の促進、防災機能に配慮したオープンスペースの確保、局地的大雨対策の推進が挙げられております。この方針における具体的な推進方を記載いたしました。

次に、第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」でございます。

「①庁舎や避難所等における非常用エネルギー確保についての記載内容の充実」でございますが、Ⅱ-88 ページをご覧ください。災害時の電力の確保は、災害対策上においても、市民生活の維持の点においても非常に重要なこととなります。災害対策本部となる市本庁舎を始め、防災上重要な拠点となる公共施設については、停電時に備え、非常用発電設備を設置しております。このたび、市災害対策本部を設置する市本庁舎の機能向上を目的に、令和5年度までに稼働時間72時間対応する非常用発電設備に更新することを記載いたしました。

また、エネルギー確保の多様化を図る必要があることから、発電機の備蓄や公共施設への太陽光発電システムの導入、蓄電池の設置をしております。小平市第三次環境基本計画では、今後の庁用車の買い替え時は、電気自動車等の選定を推奨していることから、電気自動車の活用についても検討していくことを記載いたしました。

「②英語表記やピクトグラムの追加など、外国人等にもわかりやすい道路案内標識の整備の推進」でございますが、Ⅱ-91 ページをご覧ください。道路案内標識は、誰にでも見やすく、わかりやすい情報を提供し、災害時においても安全かつ円滑に移動できるよう整備しておくことが望ましいことから記載しております。

次に、第5章「広域的な視点からの応急対応力の強化」でございます。

「①受援体制の構築について記載内容の充実」でございますが、Ⅱ-122 ページをご覧ください。第1章の時にもご説明申し上げましたが、近年の災害の教訓からも、災害時は被災自治体のみで対応することは困難であり、積極的に人的支援を受けることで、的確な災害対応につながることを指摘されていることから、受援ニーズを的確に把握する体制を整備することを記載いたしました。

「②市初動体制の強化」でございますが、Ⅱ-141 ページをご覧ください。本部員代理について記載いたしました。本部員代理の指定とは、発災時、本部員に事故があった場合に備え、部所属の職員のうちから本部員の職務を代理する職員を予め指定しておくことをいいます。このことで、本部員の不在による混乱や災害業務が停滞することを防止いたします。

また、「初動期における応急対策活動の方針の追加」でございますが、Ⅱ-142 ページをご覧ください。現行の計画では、初動期における応急対策活動の方針として、「震災から72時間までは人命に係る応急対策活動に重点をおく」のみであったものを、「市

災害対策本部が設置される施設や避難所など防災上重要な市有施設を優先して、応急危険度判定を実施する」ことを追加いたしました。発災後は、速やかに正確な災害情報を収集・把握することが、被害の軽減につながること及び、避難所は、自宅に留まることができない市民等の一時的な生活の場になることや防災連絡所となることから追加いたしました。

次に、第6章「情報通信の確保」でございます。

「①市民等への情報提供について記載内容の充実」でございますが、Ⅱ-155 ページ、156 ページ、163 ページをご覧ください。発災後の市ホームページへのアクセス集中への対策として、市ホームページの機能を強化することを記載いたしました。また、令和2年にヤフー株式会社様と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、情報提供体制の強化を図っているため、記載をしております。

防災行政無線のデジタル化等による機能拡充でございますが、令和元年度より防災行政無線のデジタル化などにより機能拡充を図っていることを記載したほか、防災行政無線他、メールマガジン等の登録など、災害時は重層的な情報提供手段を確保しておく必要があることから記載いたしました。

次に、第7章「医療救護・保健等対策」でございます。

「①初動医療体制の充実」でございますが、Ⅱ-178 ページ、179 ページをご覧ください。平成31年に小平市薬剤師会様と「災害用医薬品備蓄維持管理等業務委託」を締結し、災害用医薬品のランニングストックによる備蓄を開始いたしました。また、令和2年に市内民間救急及び介護タクシー7事業者と「災害時における医療救護活動の協力に関する協定」を締結し、発災時における傷病者等の医療機関等への搬送体制を強化いたしました。また、平成27年から医薬品卸売販売業者5社と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結し、医薬品の供給体制を強化した点などを記載いたしました。

次に、第8章「帰宅困難者対策」でございます。

「①私立学校等における児童・生徒等の安全確保について追加」でございますが、Ⅱ-226 ページ、241 ページをご覧ください。小平市内には、複数の私立学校が設置されていることから、項目立てを行いました。具体的には、保護者との連絡体制を平時から整備しておくことや、発災後には、児童・生徒等の帰宅経路沿いの被害状況を収集し、安全に帰宅できることを確認したうえで、帰宅を開始させることなどを記載いたしました。

次に、第9章「避難者対策」でございます。

「①避難所の開設・運営の記載内容の充実」でございますが、Ⅱ-259 ページをご覧ください。避難所の開設決定体制について規定でございますが、「避難所の開設は、市災害対策本部が決定すること」を規定いたしました。

次にⅡ-242 ページ、243 ページ、262 ページ、265 ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症につきましては、感染拡大防止のため、避難所においても様々な対策を講じる必要があることから、令和2年8月に「避難所管理運営マニュアル作成の指針【増補版】(新型コロナウイルス感染症対策編)」を策定しております。その内容を反映

いたしました。

「②二次避難所の名称を福祉避難所に変更」でございます。二次避難所とは、高齢者や障がい者、妊産婦等配慮を要する方を受け入れる避難所でございます。今回の地域防災計画の修正を機に、福祉避難所に名称を変更いたします。

「③避難行動要支援者の避難体制の整備」で、避難行動要支援者登録名簿の管理について記載内容を充実、避難行動要支援者への避難情報の伝達について記載、でございますが、Ⅱ-247 ページ、248 ページをご覧ください。避難行動要支援者登録名簿の保護として、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難行動要支援者等関係者に限り名簿を提供することや、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者等関係者個人に守秘義務が課されていることを十分に説明することなどを記載いたしました。

「④避難所外の避難者対策を追加」でございますが、Ⅱ-254 ページ、266 ページをご覧ください。避難所外避難者とは、車中泊やテント泊、在宅など避難所以外の場所に避難している方々のことを指します。熊本地震の際には、車中泊している方が多数いたことや、感染症流行時においては、避難所外に避難する方が多く発生することが想定されることから、記載いたしました。内容といたしましては、車中泊はエコノミークラス症候群、テント泊は気温の変化に伴う体調悪化などの健康被害が懸念されることや、発災時の新たな自動車の乗り出しは禁止されていることなどを日頃より周知しておくことや、発災時は、避難所外避難者の早期把握に努めることなどを記載しております。

次に、第10章「物流・備蓄・輸送対策」でございます。

「①備蓄品の充実」でございますが、Ⅱ-268 ページ、269 ページをご覧ください。市では、概ね3日分の備蓄を進めておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症対策も考慮し、感染症対策用品の備蓄の充実を行いました。また、引き続き、女性の視点や要配慮者等への配慮など、状況に応じた備蓄品の整備を図ることを記載いたしました。

「②乳児用液体ミルクの普及啓発について記載」でございますが、Ⅱ-271 ページに記載されております。

「③避難所応急給水栓、消火栓からの応急給水の整備」でございますが、Ⅱ-268 ページをご覧ください。災害時における給水拠点での応急給水の補完を目的に、東京都が事業を実施いたしました。避難所応急給水栓につきましては、1次避難所となる学校等の敷地内に応急給水栓を設置し、資機材等も譲渡され配備しております。また、消火栓からの応急給水資機材についても、東京都から貸与され、配備しておりますので、多面的な飲料水等の確保に向けて、適切に管理するとともに、資機材の使用方法について訓練を実施しておくことを記載いたしました。

「④震災対策用井戸の活用、生活用水として活用することを規定」でございますが、Ⅱ-272 ページ、276 ページ、277 ページ、283 ページをご覧ください。現在、震災対策用井戸は、災害時に水道水の供給が困難となった場合に、飲料水及び生活水の確保のため指定しております。今般の小平市地域防災計画（震災編）の修正においては、東京都へ計画内容について協議を行っておりますが、その際の東京都意見において、「井戸水は大地震の際には地殻変動等によりその水質に変化を生じる例が多く報告されている



として、東京都地域防災計画は生活用水として使用することと整理している」との意見があったことから、小平市地域防災計画においても、震災対策用井戸を生活用水として活用することを規定いたしました。

次に、第12章「住民の生活の早期再建」でございます。

「①生活再建事務の迅速化」でございますが、Ⅱ-292 ページ、293 ページをご覧ください。東京都被災者生活再建支援システムとは、被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる罹災証明書の発行や、住家被害認定調査結果等のデータ等を一元的に管理できるシステムでございます。発災時に、迅速かつ効果的に被災者の生活を支援するために、小平市では、平成30年7月より東京都被災者生活再建支援システムを導入しておりますことから、各種研修を通じ操作方法等の習熟を図り、発災後、迅速に運用できるよう記載したものでございます。

「②罹災証明書の交付体制の整備」でございますが、Ⅱ-294 ページ、306 ページ、316 ページをご覧ください。罹災証明書の交付主体について、従前は、火災が原因のものは消防署が交付し、それ以外は市が交付するという体制となっております。これを、災害対策基本法の改正を踏まえ、災害が発生した場合においては、火災も含め市で発行する体制に変更いたしました。

また、罹災証明書の交付について、復旧対策に記載いたしました。

次に、第Ⅳ部「東海地震対策編」でございますが、Ⅳ-1 ページ以降をご覧ください。気象庁では、平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しており、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っておりません。そのため、「東海地震に関する情報」を「南海トラフ地震に関する情報」に読み替えて対応することを記載しております。

以上が震災編の主な修正内容となります。

続きまして、風水害編でございます。風水害編の修正の視点といたしまして、東京都地域防災計画（風水害編）（令和3年修正）の反映、平成27年修正以降の法律等の改正の反映となっております。主な修正内容でございます。

第3章「水害に強いまちづくりの推進」でございますが、風水害編のⅡ-12 ページをご覧ください。

「①浸水想定区域における対策を追加」でございますが、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定しております。小平市内には、東京都が水位周知河川として指定している石神井川がございます。そのため、洪水浸水想定区域に関して、市民への周知方法や、水位周知情報等の伝達方法を記載いたしました。

「②土砂災害警戒区域の指定への対応を追加」でございます。平成30年1月に回田町の一部が、東京都から土砂災害警戒区域に指定されておりますので、その旨を記載いたします。また、土砂災害警戒区域内には、要配慮者利用施設である鈴木小学校がございますので、水防法に基づき、鈴木小学校の名称及び所在地を地域防災計画に記載するとともに、警戒避難体制の整備及び土砂災害発生の危険度が高まったときの市民等への伝

達方法について記載しました。

なお、水防法に基づき、小平市地域防災計画に規定された要配慮者利用施設につきましては、避難確保計画の作成及び市への報告、及び避難訓練の実施が義務付けされます。鈴木小学校につきましては、既に避難確保計画の策定を行い、市への報告はされております。また、避難訓練につきましても、毎年実施していると報告を受けております。

次に、第8章「避難者対策」でございます。

「①避難情報（警戒レベル）の導入」でございますが、Ⅱ-54 ページをご覧ください。「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとりべき避難行動の理解促進を図るため、「警戒レベル」が導入されたことを記載いたしました。

「②避難誘導に関する記載を充実」でございますが、Ⅱ-55 ページをご覧ください。高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者について、障がいの特性や住環境、言葉の違いなどを踏まえ、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導することなどを記載いたしました。

「③広域避難体制について追加」でございますが、Ⅱ-57 ページをご覧ください。過去の災害において、河川の大規模氾濫によって、多数の逃げ遅れが生じ、広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになっておりました。そのような中、令和元年10月に台風第19号が発生し、広域避難体制の課題が顕在化し、国及び都が設置した検討会における中間報告がまとめられましたので、その内容を反映いたしました。

以上が風水害編の主な修正内容となります。

次に、原子力災害編でございます。原子力災害編の修正の視点といたしましては、東京都地域防災計画（令和3年修正）の反映でございます。市内には、原子力施設は存在しないため、大きな修正はございません。

次に、火山災害編でございます。火山災害編の修正の視点といたしましては、東京都地域防災計画（火山編）（平成30年修正）の反映でございます。

火山災害編に関しましては、富士山噴火に伴う降灰対策が主な内容となっております。富士山ハザードマップは、令和3年3月に改定はされておりますが、降灰に関しましては、新たなシミュレーション等を行われていないため、被害想定は改定されておられません。そのため、引き続き、平成16年6月に公表された「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎としております。

では、主な修正内容でございますが、火山災害編の10ページをご覧ください。「①降灰予報の新たな運用を規定」でございます。気象庁が平成20年より発表している降灰予報は、降灰の量に関する予測がされていませんでしたが、平成27年3月に開始した新たな降灰予報では、量の予測を含めた予報として、噴火後にどこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報が伝えられることになりましたので、新たな降灰予報を反映いたしました。

以上が、小平市地域防災計画（令和3年修正）素案の主な修正内容でございます。説明は以上でございます。

**【会長（市長）】**

それではただいま提案いたしました議案第1号につきまして、質疑をお受けいたします。

なお、ご質問には事務局が答えます。何かございますか。

**【委員】**

関係機関の取組の中で、消防署だけに係る部分ですが、特に地震編の東海地震対策の部分でさらに修正が必要な個所が出てきましたが、素案作成後のこの段階で、修正することは可能でしょうか。

**【事務局（計画調整担当係長）】**

お答えさせていただきます。東海地震対策編に関しましては、先程説明申し上げましたとおり、気象庁からの発表はなくなっていますが、南海トラフ地震に関する情報は引き続き発表されることから、今回東京都とも相談の上、東海地震対策編については残しております。その中で今ご指摘頂いたものに関しましては、今後パブリックコメント等が行われますので、調整させていただき、本案までに修正させていただきたいと思っております。

**【委員】**

わかりました。

**【会長（市長）】**

他にございますでしょうか。

**【委員】**

色々ご説明頂きましてありがとうございました。ただこういう文章に慣れておりませんので、できればこの資料を頂くときに後ろのほうにページ数を書いて頂いたほうがやりやすかったと思います。今日色々と言われたページ数を見ながら参考までにもう一度眺めてみたいと思いますが、若い方が大変今日も多いんですが、年寄りも見ますので、もう少しわかりやすいようにご説明頂きたいと思いました。

**【事務局（防災危機管理課長）】**

貴重なご意見ありがとうございます。ぜひ改善させていただきたいと思っております。

**【会長（市長）】**

ご意見ありがとうございました。他にございますでしょうか。

**【委員】**

私どもの会でも、実際災害が起きた時に具体的に動くには、自分たちには何ができて何ができないかをもっとはっきりさせていきたいという事を話し合っておりまして、そういったご相談はどちらにすればよいでしょうか。

**【事務局（計画調整担当係長）】**

窓口は防災危機管理課にご連絡いただければと思います。あとは主管となる部署が他にもございますので、その部署と調整を図りながら一緒に検討させていただければと思っております。

**【会長（市長）】**

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

素案だけに関わらず防災、減災について何かございましたら、そういったことでも構いません。

**【委員】**

地域防災計画の中にもありますが、災害対策本部のことについて、市には災害対策本部の条例と施行規則があり、そこには災害対策本部の本部員は小平市の職員となっており、また、本部長が特に必要があると認めたときには、小平市の職員の中から本部員を指定することとなっていると思います。

小平消防署としましては、市で災害対策本部が設置される場合、連絡員を可能な限り派遣させるという形をとっていますが、将来的に、今すぐというわけではないですが、消防署の管理職を災害対策本部へ派遣するにあたって、消防吏員を本部員の中に入れてもらうのはちょっと難しいかもしれませんが、オブザーバーなどの位置づけで、要綱などに明記させていただければという希望があります。理由は、現状の運用という形ではなく、明記されれば、当署の参集計画に管理職をもう一人早い段階で参集させ、災害対策本部に派遣することができ、東京消防庁からの市への情報提供や消防署としての判断も早くなりますので、そちらのほうが有益かと思えます。

また、誤解がないように付け加えますが、今後梅雨や台風シーズンを迎えます。大きな災害が発生し、災害対策本部が設置される場合には、引き続き消防署から連絡員の派遣は実施しますので、連携のほう引き続きお願いいたします。

**【事務局（防災危機管理課長）】**

ご指摘頂いた内容ですが、震災編の139ページから141ページに記載がございます。141ページにあります、現在の規定の中では、災害対策本部長は特に必要があると認められるときは、本部員以外の者の出席を求めることができるとの規定がございますので、必要に応じてご協力いただけることとなります。今後の小平市が設置する災害対策本部の中に消防吏員を含めていくかにつきましては、会議の位置付け等の検討もございますので、今後の検討課題とさせていただきます。

**【会長（市長）】**

ありがとうございました。それでは他にございますでしょうか。

それでは、当議題につきましては、承認とさせていただきますがよろしいでしょうか。

特にご異議の声がございませんでしたので、承認とさせていただきます。

議題は以上でございます。

**【司会（防災危機管理課長）】**

つづきまして、次第5「その他」でございます。

はじめに、事務局から、小平市地域防災計画令和3年修正素案に係るパブリックコメントの実施について及び今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

**【計画調整担当係長】**

それでは、その他の2件について報告させていただきます。

お手元の資料1「小平市地域防災計画（令和3年修正）（素案）について」の「7市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施」をご覧ください。

まず、パブリックコメントの趣旨でございますが、小平市自治基本条例第10条第1項に「長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更を行う場合には、市民が参加をする機会を保障すること」としておりますことから、これに基づきパブリックコメントを実施し、広く市民意見を聴取するものでございます。パブリックコメントの期間でございますが、令和3年6月7日（月）から7月6日（火）まで実施いたします。意見の提出方法は、市ホームページ・電子メール・ファクシミリ・送付又は持参といたします。素案の閲覧場所は、市ホームページ・防災危機管理課・市政資料コーナー、東部・西部出張所でございます。市民の皆様への周知につきましては、市ホームページ及び市報6月5日号に掲載する予定でございます。

次に、今後のスケジュールでございます。

「8今後の予定」をご覧ください。

8月5日に開催予定の第2回防災会議において、パブリックコメントでいただいた意見等について報告させていただく予定でございます。

また、今後、風水害編、原子力災害編、火山災害編につきましては、東京都へ協議を行います。協議結果及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、成案を作成し、10月18日に開催予定の第3回防災会議にて最終のご審議をいただく予定でございます。

その後、製本を行い、12月中に公表する予定でございます。

報告は、以上でございます。

**【司会（防災危機管理課長）】**

各委員から何かございましたら、お願いいたします。

以上をもちまして、令和3年度 第1回小平市防災会議を終了させていただきます。

事前に配布させていただき、本日お持ちいただきました、小平市地域防災計画修正素案及び新旧対照表は、回収させていただきます。お席に置いたままにしてください。

本日は、大変ありがとうございました。